

北内閣  
第一  
号

元老院  
今般陸海軍之人、別紙、通  
勅諭被仰出候條為心得此首相達候  
事

明治十五年一月四日

太政大臣三條實美



第七十五号

文  
二

国立公文書館	
分類	31.77:
排架番号	3 A
	43 欠
	⑦ 764



我國は軍隊は世々天皇は統率し給ふ所よを  
昔神武天皇躬つから大伴物部の兵どもを率  
か中國のまゆろをぬせのどを討ち平け給ひ  
高御座よ即ちせられて天下あろよあし給ひ  
より二千五百有餘年を経ぬ此開世の様の移り  
換るよ隨ひる兵制の沿革も亦廣るりま古は天  
皇躬つら軍隊を率か給ふ御制よて時ありて  
を皇后皇太子に代りせ給ふこともあはまつれど  
大凡兵權を臣下よ委ね給ふことあるりた中

世に至りて文武比制度皆唐國風に倣はせ給ひ  
六衛府を置き左右馬寮を建て防人をも設けら  
れしものハ兵制は整ひされども打續ける昇平  
に狂きて朝廷の政務を漸文弱し流まければ兵農  
北のつらら二に分れ古の徴兵はいつとなく壯  
兵の姿し變り遂に武士とあり兵馬の權は一向  
に其武士ともの棟梁たる者し歸し世の亂と共  
に政治の大權も亦其手し落ち凡七百年の閑武  
家の政治とはありぬ世の様は移り換えて斯る  
れるは人力もて挽回をへきしゆらそとありひ

なから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に  
背き奉り淺聞しき次第なりき降りて弘化嘉永  
の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國比事とも  
起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕  
か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱  
し給ひしこそ忝くも又惶々然るも朕幼くし  
て天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返  
上し大名小名其版籍を奉還し年を経せして海  
内一統は世とあり古の制度に復しぬ是文武の  
忠臣良將ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖

宗の專蒼生を憐み給ひ御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知ざるか故よこそあれされハ此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年の程に陸海軍に制をは今に様よ建定めぬ夫兵馬に大權ハ朕に統ふる所あるハ其司々をこそ臣下には任ざる其大綱は朕親之を攬り肯て臣下よ委ぬへきものならん子や孫やに至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握せるの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕も汝等軍人の大元帥たるそされは朕も汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親を特に深るへき朕も國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまかられる事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡せと盡さるるとに由るそか我國の稜威振をさることあらん汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚と其榮を耀さそ朕汝等と其譽を偕よびへ汝等皆其職を守り朕と一心よあまて力を國家の保護よ盡さは我國の蒼生ハ

宗の專蒼生を憐み給ひ御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知ざるか故よこそあれされハ此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年の程に陸海軍に制をは今に様よ建定めぬ夫兵馬に大權ハ朕に統ふる所あるハ其司々をこそ臣下には任ざる其大綱は朕親之を攬り肯て臣下よ委ぬへきものならん子や孫やに至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握せるの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕も汝等軍人の大元帥たるそされは朕も汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親を特に深るへき朕も國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまかられる事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡せと盡さるるとに由るそか我國の稜威振をさることあらん汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚と其榮を耀さそ朕汝等と其譽を偕よびへ汝等皆其職を守り朕と一心よあまて力を國家の保護よ盡さは我國の蒼生ハ

永く太平の福を受け我國に威烈を大し世界に  
光華とありぬへし朕斯を深く汝等軍人に望  
むるれに猶訓諭すへき事こそほまいてや之を  
左に述へむ

一軍人の忠節を盡せを本分とて凡生を我  
國に稟くるもの誰かを國に報ゆるの心な  
るへき況して軍人たらん者を此心の固から  
て物物の用り立ち得へしとも思われず軍人  
にして報國の心堅固ならざる如何程技藝  
に熟し學術に長ずるも猶偶人といひしかば

へし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存  
せざる軍隊の事に臨みて烏合の衆に同かる  
へし抑國家を保護し國權を維持せざる兵力  
に在るの兵力の消長は是國運の盛衰あるこ  
とを辨へ世論の惑を以政治に拘らば只一  
途に己る本分の忠節を守り義の山嶽よりも  
重く死の鴻毛よりも輕くと覺悟せよ其操を  
破りて不覺を取り汚名を受くるるあれ  
一軍人の禮儀を正くせへし凡軍人みな上元帥  
より下一卒に至るまで其間も官職の階級も

りて統屬せざるのこゝらに同列同級とても停  
年小新舊あれハ新任の者ハ舊任のもの小服  
従せへたせのそ下級のものを上官の命承  
ること實ハ直に朕か命を承る義なりと心得  
よ己か隸屬せざる所にあらばと上級の者  
勿論停年の己より舊きせの小對あつて總へ  
と敬禮を盡しへ又上級の者も下級のもの  
小向ひ聊を輕侮驕傲の振舞はるへからせ公  
務の爲小威嚴を主とせざる時ハ格別あるとも  
其外を務めて懇小取扱ひ慈愛を專一と心掛

け上下一致あて王事小勤勞せよ若軍人たる  
ものよあて禮儀を素直上を敬ハ下を惠ま  
せあて一致の和諧を失ひたらん小ハ雷軍  
隊の毒毒たるのみハ國家の爲にもゆるし  
難き罪人なるへ  
一軍人は武勇を尙ふへ夫武勇ハ我國よと  
古よといども貴へる所なれ我國の臣民た  
らんもの武勇なくてハ叶ふまゝ況と軍人  
を戦に臨み敵に當るの職あるを片時も武勇  
を忘れてよかるへきかさハあれ武勇を大

勇あり小勇ありと同から次血氣ををやし粗  
暴の振舞ふとせんハ武勇とハ謂ひ難し軍人  
たらむをの常小能く義理を辨へ能く膽力  
を練り思慮を殫めて事を謀るへ小敵たり  
と侮らす大敵たりと懼す己ハ武職を  
盡さむこそ誠の大勇小ありされハ武勇を  
尙ふをの常々人み接るよ溫和を第一と  
し諸人の愛敬を得む心掛けよ由る勇を  
好みて猛威を振ひたらハ果て世人を忌嫌ひ  
て豺狼あるの如く思ひなむ心すへきことよ

こそ

一軍人の信義を重んずへ凡信義を守るはと  
常の道よありとわきて軍人の信義なくて  
あ一目も隊伍の中よ交りてあらんこと難か  
るへ信とあり己か言を踐行ひ義とあり分  
を盡すをいふありされハ信義を盡さむと思  
ハ始より其事の成し得へきり得へりらさ  
るを審し思考をへ臆氣ある事を假初よ  
諾ひてよあは關係を結ひ後よ至りて信義  
を立てんとされハ進退谷りて身の措き所よ



苦むことあり悔ゆとも其詮あり始に能く事  
の順逆を辨へ理非を考へ其言を所詮踐むへ  
うらやと知り其義のとしてを守るへからせと  
悟るな速に止ることそよけ古より或ハ小  
節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或  
ハ公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守り  
あたら英雄豪傑とせか禍に遭ひ身を滅し屍  
の上の汚名を後世まで遺せること其例尠の  
らぬをのを深く警めてやハあるへき  
一軍人の質素を旨とせへ凡質素を旨とせさ

れハ文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を  
好み遂に貪汚に陥りて志を無下に賤くる  
り節操も武勇も其甲斐なく世人の爪をき  
せらるゝ迄小至りぬへ其身生涯の不幸な  
りといふも中々愚あり此風一もひ軍人の聞  
に起りてハ彼の傳染病の如く蔓延し土風も  
兵氣も頓に衰へぬへたこと明かり朕深く之  
を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠  
め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂む  
て心安らぬハ故に又之を訓ふるそあり汝

等軍人ゆゑ此訓誡を等閑ふる思ひそ  
右の五ヶ條ハ軍人たらんをの暫を忽よすへの  
らせさて之を行ハんふハ一の誠心ころ大切  
を抑此五ヶ條ハ我軍人の精神ふいて一の誠心  
ハ又五ヶ條の精神あり心誠あらさむハ如何  
る嘉言を善行を皆うハへの裝飾ふて何の用  
かハ立つへき心たふ誠あれハ何事を成るを  
ろかゝ況してや此五ヶ條ハ天地の公道人倫の  
常經あり行ひ易く守り易く汝等軍人能く朕か  
訓ふ遵ひて此道を守り行ひ國ふ報ゆるの務を

盡さむ日本國ハ蒼生舉りて之を悦ひるん朕  
人の憐のみるらんや

明治十五年一月四日

御名